

上田市農業支援センター運営委員会規約

(名称)

第1条 この組織は、上田市農業支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(区域)

第2条 運営委員会の区域は、上田市全域とする。

(事務所)

第3条 運営委員会は、主たる事務所を上田市大手1-11-16に置く。

(目的)

第4条 運営委員会は、上田市の農業振興に携わる農業関係機関が一体となり、農業、農村の振興を図るため、地域における担い手の育成・確保に努め、認定農業者や農業生産法人、集落営農組織の支援により望ましい農業構造の確立と耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第5条 運営委員会は、目的達成のため次の事業について、調査研究及び企画立案を行うとともに、決定事項の指導推進にあたるものとする。

- (1) 地域農業振興計画の樹立及び具体的な農業振興方策の策定に関すること。
- (2) 営農活性化委員会・活性化組合等の育成及び運営指導に関すること。
- (3) 遊休荒廃農地の農業上の利用の増進に関すること。
- (4) 農業の担い手及び農業後継者の育成に関すること。
- (5) 農用地の効率的な利用及び保全管理に関すること。
- (6) 地域特産物の研究開発に関すること。
- (7) 農業振興に係る情報提供に関すること。
- (8) その他、目的の達成のために必要な事項に関すること。

2 運営委員会は、前号に関する業務の一部を委託して実施することができる。

(構成)

第6条 運営委員会は次に掲げる機関の関係者をもって構成する。

- (1) 上田市
- (2) 上田市農業委員会
- (3) 信州うえだ農業協同組合
- (4) 営農活性化委員会
- (5) 上小農業改良普及センター
- (6) 東信農業共済組合
- (7) 長野県農業開発公社

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく運営委員会にその旨を届け出なければならない。

(役員の数及び選任)

第8条 運営委員は、第5条の構成機関から選任する。

- 2 会長1名、副会長2名、監事2名を置く。
- 3 会長、副会長、監事は、運営委員の互選による。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 運営委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を召集すること。

(役員任期)

第10条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第11条 運営委員会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、運営委員会は、その総会の開催日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(総会)

第12条 運営委員会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長があたる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第7条第3項第3号の規定により監事が召集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

4 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 運営委員会規約の変更に関する事。
- (2) 運営委員会諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (3) 運営委員会の解散に関する事。
- (4) 運営委員会役員解任に関する事。
- (5) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (6) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (7) その他、運営委員会の運営に関する重要な事項。

(代理人による表決)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、代理権を証する書面を運営委員会に提出し、代理人をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第16条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項の議事録を作成し、第19条の事務局に備え付けておかなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員現在数、当該総会に出席した委員数
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(専任推進員)

第17条 事業の推進及び目的の達成に向け、運営委員会に専任推進員を設置することができる。

(幹事)

第18条 幹事は、第5条の構成機関の関係者をもって構成する。

2 幹事の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第19条 運営委員会の事務局は、上田市農林部農政課に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(業務の執行)

第20条 運営委員会の業務の執行の方法については、この規約で定めるほか、次の各号に掲げる規定による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程

(会計年度)

第21条 運営委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第22条 運営委員会の活動に要する費用は、上田市及び信州うえだ農業協同組合等の負担金並びにその他の収入をもってあてる。

(監査)

第23条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の前までに監事に監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産管理台帳

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出し承認を得なければならない。

(運営委員会が解散した場合の残余財産の処分)

第24条 運営委員会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては、長野県担い手育成総合支援協議会長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て運営委員会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

(補 則)

第25条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成20年3月21日から施行する。
- 2 この規約は平成21年6月19日から一部改正施行する。
- 3 この規約は平成23年6月28日から一部改正施行する。
- 4 上田市地域担い手育成支援協議会及び上田市耕作放棄地対策協議会については、平成23年6月28日をもって権利及び義務を上田農業再生協議会へ引き継ぐものとする。
- 5 平成23年6月28日をもって、上田市耕作放棄地対策協議会が長野県耕作放棄地対策協議会より交付された耕作放棄地再生利用交付金の未執行額の全額を上田農業再生協議会へ譲渡するものとする。